

常陸太田市人材確保支援事業費補助金

市内中小企業者の人材確保と新卒予定者、UIターン希望者等の市内就職の促進を目的として、求人情報の発信等に要する費用の一部を補助します。

補助率
1/2

求人情報発信

就職又は転職情報サイトに
会社情報を掲載する事業

上限
10万円

求職者を対象に、県外で
開催される合同企業説明会
等に参加する事業

上限
10万円

Web説明会又は面接ツールの導入を行う事業

上限
20万円

補助率
2/3

働き方改革推進

働き方改革、健康経営に
関する研修等を行う事業

上限
20万円

就業制度又は人事制度の改
善又は充実を行う事業

上限
20万円

ICT活用による業務改善促
進事業

上限
20万円

働き方改革又は健康経営に
関するアドバイザー支援事業

上限
20万円

※対象経費等の詳細は、裏面をご確認ください。

補助対象者

- ① 市内に主たる事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)
- ② 市内に有する事業所への採用及び配属を目的として補助対象事業を行うもの。
- ③ 市税等を滞納していないこと。
- ④ 同一の申請内容で他の公的機関等から補助金等を受けていないこと。

※ 一事業者あたりの申請可能な補助事業は、同一年度につき一事業となります。

申請に必要な書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 誓約書(様式第4号)
- ⑤ 法人登記事項証明書
- ⑥ 市税等に滞納がないことの証明書
- ⑦ その他市長が必要とする書類

【申請及びお問い合わせ先】

常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課
住所 〒313-8611
茨城県常陸太田市金井町 3690
電話 0294-72-3111 内線 621・622
FAX 0294-72-0288
Mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp

申請書のダウンロードはこちら→



補助対象経費

補助事業		補助対象経費	補助率	補助 上限額
求人情報発信 支援事業	就職・転職情報サイトに会社 情報を掲載する事業	就職・転職情報サイトへ掲載す る際の費用	1/2	10万円
	求職者を対象に、県外で開 催される合同企業説明会等 に参加する事業	合同企業説明会への出展料及 び出展時に必要な用品の購入 費用もしくはレンタル料 (社員の交通費、宿泊費等経 費は対象外)		
	Web 説明会・面接ツールの 導入を行う事業	会社説明会や採用面接を Web で行うための導入費用(必要と なる情報通信機器の購入費用 等を含む。)(月額料金制の場 合は、補助事業完了月分まで を対象とする。)	1/2	20万円
働き方改革推 進支援事業	働き方改革、健康経営に関 する研修等を行う事業	働き方改革や健康経営を推進 するため、経営陣や推進担当 部署への研修等(1,2回程度の 講習会や個別指導)を実施す る際の費用(講師の交通費を 含む。) (一般社員向けのための研修は 対象外。)	2/3	20万円
	就業制度、人事制度の改 善、充実を行う事業	就業制度及び人事制度の充実 に向けたコンサルティングを外 注する際の費用		
	ICT活用による業務改善促 進事業	情報共有化、業務効率化のた めグループウェアやRPA等を 導入するための費用(※ハード ウェアは対象外。) (月額料金制の場合は、補助 事業完了月分までを対象とす る。)		
	働き方改革、健康経営に関 するアドバイザー支援事業	働き方改革や健康経営を推進 するため、専門家による支援 (目標の設定から達成に向けた 数か月間に渡る長期的な支 援)を受ける際の費用		